

平成 23 年度事業報告書
(平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)

1 役員会の開催

(1) 第三十一回理事会

第三十一回理事会を以下の通り開催した。

日 時： 平成 23 年 5 月 23 日 16:30～17:30

場 所： 法曹会館 高砂の間

出席者： 理事 33 名

(本人出席 10 名、代理人出席 18 名、書面による表決権行使者 5 名)

理事長原田明夫が議長として議事を進め、以下の議案についてそれぞれ承認可決した。

議 案： 第一号議案 理事推薦の件
第二号議案 評議員推薦の件
第三号議案 任期満了に伴う特別顧問推薦の件
第四号議案 任期満了に伴う学術評議員推薦の件
第五号議案 平成 22 年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第六号議案 平成 23 年度事業計画及び収支予算の件

議事録署名人として、以下の 2 名が指名された。

1. 小杉 丈夫
2. 清水 治

(2) 第二十九回評議員会

第二十九回評議員会を以下の通り開催した。

日 時： 平成 23 年 5 月 23 日 16:30～17:30

場 所： 法曹会館 高砂の間

出席者： 評議員 29 名

(本人出席 7 名、代理人出席 19 名、書面による表決権行使者 3 名)

理事長原田明夫から評議員前田宏が議長に指名され、第一号議案について承認可決し、第二号議案及び第三号議案について、理事長からの諮問に対し、異議なく、また助言すべき事項はない旨、理事長に答申することを承認可決し、その旨答申した。

議 案： 第一号議案 会長による理事委嘱承認の件
第二号議案 平成 22 年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第三号議案 平成 23 年度事業計画及び収支予算の件

議事録署名人として、以下2名の評議員及び理事長が指名された。

1. 竹下 守夫
2. 北原 一夫
3. 原田 明夫

今回推薦された役員・特別顧問及び学術評議員に対し、会長宮原賢次は平成23年5月23日付で役職を委嘱した。

(3)第三十二回理事会(書面による議決)

平成23年11月7日、理事長原田明夫は第三十二回理事会を招集し、下記の議案について書面による賛否を求め、理事会の会議に代えることとし、平成23年11月21日、議案は過半数の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

議 案： 第一号議案 評議員推薦の件

候補者 松田 一郎氏 法務総合研究所総務企画部長

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

1. 小杉 丈夫
2. 日野 正晴

(4)第三十三回理事会(書面による議決)

平成24年2月22日、理事長原田明夫は第三十三回理事会を招集し、下記の議案について書面による賛否を求め、理事会の会議に代えることとし、平成24年3月7日、第一号議案は過半数、第二号議案は3分の2以上の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

議 案： 第一号議案 「公益財団法人国際民商事法センターの最初の評議員の選任方法(案)の件」

第二号議案 寄附行為一部変更の件

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

1. 小杉 丈夫
2. 日野 正晴

(5)第三十回評議員会(書面による議決)

平成24年2月22日、理事長原田明夫は第三十回評議員会を招集し、下記の議案について評議員会の承認を求め、本評議員会の議長に前田宏評議員を指名した。前田宏議長は下記議案について書面による賛否を求め、評議員会の会議に代えることとし、平成24年3月7日、第一号議案は過半数、第二号議案は3分の2以上の賛成の回答を得て原案通り承認可決した。

議 案： 第一号議案 「公益財団法人国際民商事法センターの最初の評議員の選任方法(案)の件」
第二号議案 寄附行為一部変更の件

議事録署名人として、以下の2名の評議員及び理事長が指名された。

1. 小泉 淑子
2. 松田 一郎
3. 原田 明夫

2 法整備支援事業

(1)ベトナム法整備支援研修 (ベトナム研修)

①第38回ベトナム(司法省)研修

期 間：平成24年2月27日～3月9日(12日間)

場 所： JICA 東京国際センター及び法務総合研究所(東京)

研修内容： 本研修は、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として行われ、民法の基本諸原則、法人の執行機関、財産の概念、占有権と所有権の関係、抵当権と質権の異同、将来形成財産による義務の履行の担保、債権分野の基本構造、契約締結前の過失、契約の各種方式などを始めとする多数の論点について、平成17年のベトナム民法改正に関わった日本側民法部会委員等との協議、質疑応答及び意見交換を通じて、民法改正に必要な情報を提供するとともに、ベトナム側起草担当者の民法全般に関する知見を深め、近い将来に予定される民法改正草案の起草に役立てることを目的とする。

研修員：15名

ディン・チュン・トゥン 司法省次官

グエン・アム・ヒエウ 司法省民事経済法局 副局長

ドー・フィ・チュン 国会事務局法律局 副局長

バー・ティ・ミン・ホン ベトナム祖国戦線中央委員会法律・民主主義局
副局長・法律専門官

グエン・ホン・ハイ 司法省民事経済法局民事関連法課 課長・法律専門官

ホ・クアン・フィ 司法省国家担保取引登録局 課長

チャン・ダン・ディン 司法省監査局行政監査課 課長・監査官

フン・チュン・タップ ハノイ法科大学民法学部民法学科長、教授

グエン・ティ・ゴック・ビック 司法省民事経済法局経済関連法課副課長・法律専門官

チャン・ハイ・イエン 司法省国際協力局アジア・アフリカ・

オセアニア国際協力課 副課長・法律専門官

グエン・スアン・AIN	司法省法律理論研究所情報図書センター 副センター長・法律専門官
ホアン・ティ・トゥイ・ハン	司法省民事経済法局 上席法律専門官
ホアン・スアン・ホアン	司法省大臣官房 法律専門官
ドー・ザ・タン	政府事務局法律局 法律専門官
クアット・ティ・トゥ・ヒエン	最高人民裁判所裁判理論研究所民事経済法研究部門専門家

②第39回ベトナム(最高裁)研修

期 間： 平成24年3月12日～3月21日(10日間)
 場 所： 法務総合研究所(大阪・東京)及びJICA大阪・東京国際センター
 研修内容： 本研修は、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの一環として行われ、ベトナム裁判所組織法起草担当者を中心とする研修員を日本に招き、日本の司法機関について情報提供(最高裁判所、大阪地方裁判所、大阪家庭裁判所訪問、日本の統治機構、司法制度に関する概要説明)、ベトナム裁判所組織法改正草案についての意見交換を行うことにより、同草案の改善に役立てることを目的とする。

研修員：10名

トン・AIN・ハオ	最高人民裁判所副長官
グエン・タイン・トゥック	最高人民裁判所判事兼中央軍事裁判所副所長
レ・ヴァン・ミン	最高人民裁判所統計部長
ズオン・コン・ラック	ソクチャン省人民裁判所長
グエン・バン・フォック	カンホア省人民裁判所長
チャン・ヴァン・タン	最高人民裁判所裁判理論研究所副所長
ホアン・タイン・トゥン	バリアブンタウ省人民裁判所副所長
グエン・フウ・ミン	バクニン省人民裁判所副所長
グエン・トゥオオン・リン	最高人民裁判所人事組織部主任
グエン・ティ・トゥ・ハイ	最高人民裁判所国際協力部法律専門官

(2)ベトナム法制度整備

ベトナムに対しては法整備支援プロジェクト・フェーズ1(平成8年12月～平成11年12月)、フェーズ2(平成11年12月～平成15年3月)、フェーズ3(平成15年7月～平成19年3月)が実施されてきたが、その後をうけたベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ1は、支援の重点を「法の運用体制の強化」、「法曹等の能力強化・人材育成」に置き、平成19年4月～平成22年3月まで実施された。平成23年度からは、同プロジェクトフェーズ2(4年間)が開始された。

ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトの主要内容

フェーズ1では「法の運用体制の強化」、「法曹等の能力強化・人材育成」のための支援に重点を置き、パイロット地区(バクニン省)を指定し、同地区において、司法

機関(裁判所、検察庁、弁護士会)及び司法補助機関(戸籍、不動産登記、公証に関する機関)の能力の改善に向けた取組が行われた。起草支援としては、不動産登記法、担保取引登録法、民事判決執行法、国家賠償法、行政訴訟法の制定、民事訴訟法・刑事訴訟法の改正等の支援を実施し、その結果、民事判決執行法(平成20年11月)、国家賠償法(平成21年6月)、行政訴訟法(平成22年12月)、改正民事訴訟法(平成23年3月)がベトナムの国会で可決成立した。現在進行中のフェーズ2は、支援対象機関はフェーズ1と同様で、支援内容は、中央司法関係機関の助言・監督能力を主要地区に広め、法令改善能力等の向上を目指すものであり、ハイフォン市を主要活動地域としている。また、民法改正、裁判所組織法改正等の起草支援を実施している。

当年度は民法共同研究会(委員長 森嶌昭夫日本気候政策センター理事長 委員12名)が研究会を5回開催し、裁判実務改善研究会(委員長 村上敬一 同志社大学法科大学院客員教授 委員4名)が4回の研究会を開催した。また日本側の研究会の協力のもとに、長期派遣専門家の現地活動が継続実施された。

(3) カンボジア法制度整備支援研修(カンボジア研修)

①第9回カンボジア法曹養成支援研修(執行保全研修)

期 間： 平成23年6月20日～6月24日(5日間)

場 所： 法務総合研究所国際協力部(大阪)及びJICA大阪国際センター

研修内容： カンボジア王立裁判官・検察官養成校(以下「養成校」という。)に対し、長期専門家を派遣するなどして、民事科目の教員育成支援及び教材作成ノウハウの移転を行ってきてている。平成23年3月現在、教官候補生は、1期から5期までの35名が選抜されている。1期から3期の教官候補生は、民事訴訟法一般、民事執行及び民事保全につき、長期専門家による教育指導を受け、相当な知識を得て教官として後進を指導する能力を備えつつある一方で4期教官候補生はその選定が大幅に遅れ、平成22年9月に選抜されたものの、養成校における一般的な教育を受けたにとどまっている。このため、4期教官候補生を対象に、カンボジア民事訴訟法(民事執行及び民事保全を含む)と類似する制度である日本の民事執行及び民事保全の集中講義を実施するとともに、裁判所における実務見学を実施するものである。

研修員： 6名

チャン・リヤンサイ

最高裁判所判事

ロッ・ピセッ

カンボット州裁判所判事

キム・ヘン

スバイリエン州裁判所判事

ウッ・レックンティア

タケオ州裁判所判事

スイン・ソバナロアット

プレイベン州裁判所判事

ヘン・チャンスィボリン

コンポンチュナン州裁判所判事

②平成23年度カンボジア研修(模擬裁判研修)

期 間： 平成23年10月3日～10月14日(12日間)

場 所： 法務総合研究所国際協力部(大阪)及びJICA大阪国際センター

研修内容： (1)模擬裁判について

養成校では、平成19年以降、毎年12月に生徒による民事模擬裁判を実施しており、模擬裁判は、教育と実務の懸け橋として、最も重要なカリキュラムの一つとなっていることから、平成20年以降、毎年、「教官候補生」を対象に、本邦研修を実施し、その知識・経験の向上を図っている。平成23年も12月頃に養成校生徒による民事模擬裁判の実施が予定されており、その指導・講評役を5期生が務める予定であるが、その知識・経験は十分とは言い難い。そこで、今回の研修では、5期生を対象に、模擬記録の素案に基づき、裁判の実施、記録の改訂作業を行い、裁判記録の作成能力、模擬裁判の指導・講評の能力向上を図るものである。

(2)講義及び民法演習について

「教官候補生」は、将来の養成校教官として法曹の指導・育成に当たることが期待されているものの、カンボジアでは、法曹養成制度についての十分な経験も資料も存在しない。そこで、「日本の法曹養成制度の概要」の講義により、適切な法曹養成に対する知識を得させることを目的とする。

また、カンボジアでは、独自の法理論形成がなされておらず、民法についても、法を解釈して適用するという発想に乏しいことから「民法演習」を通じて、比較的簡易な具体的事例を基に研修員側が主体的に議論することで法解釈の手法を会得させることを図るものである。

(3)裁判所の見学等について

カンボジアの民事訴訟手続と類似する訴訟手続を有する我が国の裁判所の人的・物的整備状況とそれに基づく実務の運用状況を知ることにより、法が予定している訴訟手続を理解することが可能となることから、裁判所の見学及び担当者らへの質疑応答を実施するものである。

研修員：7名

チャエ・ビレアッ	プノンペン始審裁判所判事
イ・タボレアッ	プノンペン始審裁判所判事
ケイン・ソマリッ	カンダール始審裁判所判事
ニヨム・ピサル	シアヌークビル始審裁判所判事
チュン・チャンセイハー	シェムリアップ始審裁判所判事
ヤッ・メター	バタンバン始審裁判所判事
レアム・ソペアッ	シェムリアップ始審裁判所判事

(4) カンボジア法制度整備

平成15年3月に民法・民訴法案を引渡し、国会の審議を経て民事訴訟法は平成18年7月に公布・施行(適用は平成19年7月)、民法は平成19年12月に成立・公布され、当年度の平成23年12月21日より適用が開始された。

当年度は、下記2つのプロジェクトの最終年度となった。

①法制度整備支援プロジェクト・フェーズ3(平成20年度4月～平成24年3月)

- ・民法・民事訴訟法関連附属法令等の起草立法化支援
- ・民法・民事訴訟法運用のための諸活動支援

当年度は民法作業部会(委員長 森嶽昭夫日本気候政策センター理事長 委員15名)を5回及び民事訴訟法作業部会(委員長 竹下守夫法務省特別顧問 委員13名)を4回実施した。また民法作業部会のサブ部会であるカンボジア不動産登記実務アドバイザリーグループ(委員等9名)は会合が3回行われた。

②裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト・フェーズ2(平成20年4月～平成24年3月)

カンボジアの国家試験改革の影響で、平成22年以降、裁判官・検察官養成校(RSJP)に新入生が入学していないことに加え、教官候補生の育成についても、従前、カンボジア法曹養成アドバイザリーグループで報告・協議済みの活動がされ、順調に成果をあげたことから、新たに協議すべき事項が発生しなかつたため当年度法曹養成共同研究会(岡部純子司法研修所教官他 委員8名)は実施されなかった。

(5) 中国国別研修

①平成23年度中国国別「司法人材育成研修」

期 間： 平成23年11月7日～11月13日(7日間)

場 所： 法務総合研究所(東京) 及び JICA 東京国際センター

研修内容： 中国の法官研修の実施主体である国家法官学院(裁判官養成学校)の要請を受けて、平成22年度から国別研修「司法人材育成研修」がスタートした。初回である平成22年度の研修内容は、法科大学院での教育現場視察を中心に構成され、司法研修所、最高裁判所、東京地方裁判所、日本弁護士連合会を訪問し、日本の法曹養成の概要についての知見を提供するものであった。平成23年度は、裁判官養成、特に予備法官研修の改善に役立つ研修計画の具体的構成、実務能力育成についての有効な教授方法、教材・カリキュラム作成方法、研修者の評価、採用との関係、研修管理手法、優秀な教員確保のメカニズム等についての知見提供及び意見交換への要望が強まったため、以下を目的として研修を実施した。

(1) 司法研修所を訪問し、同所教官(1部・2部)との意見交換を実施

し、裁判官研修の詳細(企画、運営管理)、教材・カリキュラム作成の詳細、教官確保の状況、裁判官の人事評価、採用事情等について理解を深める。

(2) 東京地方裁判所、東京地方検察庁、日本弁護士連合会を訪問して、担当者との意見交換を実施し、司法修習生の実務修習や新任判事補の育成の状況等について知見提供を受ける。

(3) 裁判官の外部経験や著名な元司法研修所教官による経験等の知見の提供を受け、日本の裁判官養成制度についての理解を深める。

研修員：8名

陳 海光	国家法官学院副院長
滑 玉珍	最高人民法院政治部宣传教育部副部長
孫 本鵬	国家法官学院教務部主任教授
劉 向東	国家法官学院人力資源部副部長
傅 悅余	最高人民法院司法行政裝備管理局処長法官
胡 田野	国家法官学院民商事教育研究部副教授
郝 方昉	国家法官学院弁工室講師
袁 鴻章	寧夏回族自治区高級人民法院法官研修学院副教授

②平成23年度中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」

期 間： 平成24年1月9日～1月17日(9日間)

場 所： 法務総合研究所(大阪)及びJICA大阪国際センター

研修内容： 平成19年11月から、中国における民事法の起草担当部門である全人代常務委員会法制工作委員会民法室(以下「民法室」という。)に対する立法支援を実施している。

平成22年度国別研修では、「法の適用に関する通則法」を中心とした知見を提供し、中国「涉外民事関係法律適用法」の成立につながった(平成22年10月成立)。

その後、中国では民事訴訟法の改正作業が進み、同改正案の第1回目の審議が平成22年10月から始まり、現在改正案はパブリックコメントに付されている。なお、同改正案は中国民事訴訟法の一部改正であり、民事執行その他の分野は今後の課題として残されている(中国では民事執行は民事訴訟法中で規定されている)。

そこで、第2回となる今回の国別研修は、中国で審議中の民事訴訟法改正案についての検討と意見交換を実施するとともに、日本の民事執行実務及びこれに関する不動産登記実務についての知見を提供し、更には非訟事件手続法・家事事件手続法に関する知見を提供して、民法室に対する支援を行い、同時に日中両国の相互理解、交流を促進するもので、具体的には次を目的としている。

(1) 今回の民事訴訟法改正案についての検討、意見交換を通じて、同改正案の問題点を抽出し、今後も継続する同法改正作業への助言・提言を行うこと。

- (2) 日本の民事執行実務(これに関連する不動産登記実務)についての知見を提供し、今後の改正作業への参考とすること。
- (3) 日本の新法である非訟事件手続法及び家事事件手続法について説明を行い理解を深めること。

研修員： 11名

杜 濤 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室副主任
張 明華 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会弁公室調研員
王 慧君 最高人民法院立案二庭裁判官(処長)
吳 兆祥 最高人民法院研究室民事处处长
程 慧 中国国際貿易促進委員会調解センター副秘書長
李 健 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室副処長
解 金虎 寧夏回族自治区人民代表大会常務委員会法制工作委員会法規備案審査
処副処長
孫 娜娜 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室主任科員
水 森 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室主任科員
許 畑 全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室主任科員
林 開華 福建省人民代表大会常務委員会法制工作委員会主任科員

(6) 中国個別専門家及び国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」に係る中国民事訴訟法研究会

中国の全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室(以下 民法室)からの要請に応じて平成19年11月から平成22年10月までの中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトにおいて、公正かつ効率的で充実した審理に基づく迅速な民事紛争解決制度の整備・民事紛争の適正・円滑な解決が促進されることに重点を置いた「民事訴訟法・仲裁法改善支援」が実施された。

引き続き、民法室から民事法全般についての支援要請があり、平成23年4月から、プロジェクト方式から個別案件対応とし、中国個別専門家及び国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」に係る中国民事訴訟法研究会を実施し、中国民事訴訟法及び民事関連法の起草支援を継続している。(期間3年)

中国民事訴訟法・仲裁法改善研究会

委員長 上原敏夫 明治大学法科大学院教授

委 員 11名

平成23年度は研究会を3回開催。

(7) ラオス国別研修

①平成23年度ラオス法律人材育成プロジェクト「刑事訴訟法」

期 間： 平成23年10月17日～10月28日(12日間)

場 所： 法務総合研究所国際協力部(大阪) 及び JICA 大阪国際センター

研修内容： ラオスでは、未だ法理論の十分な理解に基づかない立法、行政及び司法の各実務が行われる傾向がある上、法理論の体系的説明や法理論と実務上の問題の関連付けがほとんど行われないまま法学教育・研修が行われている。このような状況に鑑み、ラオス政府の要請を受けて、平成22年7月「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」が開始された。このプロジェクトは、ラオス司法省、ラオス最高人民法院、ラオス最高人民検察院及びラオス国立大学が共同して、ラオスにおける民法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の法理論と実務上の問題について、体系的な分析・検討を行い、その結果を「モデル教材」に取りまとめることにより、法理論を踏まえた法学教育・研修を行うこと及び各実務を改善する人的・組織的能力を向上させることを目標としたものであり、その一環として、平成22年3月に実施した第1回本邦研修に引き続き、本研修を実施するものである。これまで、ラオス刑事訴訟法に関する分析・検討及び教材の執筆を行うサブ・ワーキンググループでは、同法の手続や関連条文の説明を内容とする「手続・法令チャート」(仮称)の作成作業を通じて、手続の全体像を把握することに努めてきたが、同作業も相当程度進行したことから、本研修は、同グループメンバー(裁判官、検察官、司法省職員及び国立大学教員)を研修員として日本に招き、日本の刑事訴訟法理論及び刑事実務並びに日本における法曹・法学教育及び法律関係図書の内容・利用方法等に関する情報提供を行うとともに、ラオス刑事訴訟法の理論及び実務並びに教材作成方法等についての意見交換を行い、今後、教材作成作業を効果的・効率的に行えるようにするために実施するものである。

研修員：13名

ヴィエンヴィライ・ティアンチャンサイ	ラオス国立大学法政治学部長
ブンコン・パンヴォンサー	司法省人事部政党課長
スパシット・ローワンサイ	最高人民検察庁検察官研修所副所長
ソムマイ・ブッタヴォン	中部高等裁判所刑事部裁判官
センタヴィ・インタヴォン	ラオス国立大学法政治学部刑事法学科長
スパポーン・インタヴォン	最高人民検察院検察官研修所 カリキュラム研究部長
ブンマー・ドゥアンマラーシン	中部高等人民検察庁刑事部長
チャンタブン・ペーンカムサイ	最高人民検察庁法学研究部長
ポーンセーン・クンタヴィドゥアンチャイ	ラオス国立大学教務課長
シーワン・ブンタラー	最高人民裁判所刑事部裁判官
ミットラコーン・ソンカムチャン	司法省国際協力研究所専門官
パイワン・ウンヴィライ	司法省北部法科大学教務課長
スリデート・ソーインサイ	最高人民裁判所刑事部裁判官補助

②平成23年度ラオス法律人材育成プロジェクト「民事訴訟法」

期 間： 平成24年1月23日～2月3日(12日間)
場 所： 法務総合研究所国際協力部(東京)及びJICA 東京国際センター
研修内容： 前記の刑事訴訟法研修に引き続き、民事訴訟法研修を実施するものである。これまで、ラオス民事訴訟法に関する分析・検討及び教材の執筆を行うサブ・ワーキンググループ(以下「サブWG」という。)では、同法の手続や関連条文の説明を内容とする「手続・法令チャート」の作成作業を通じて、手続の全体像を把握することに努めてきたが、同作業も相当程度進行し、現在は、次の段階である教材作りの一環として、教材のコンセプト等について議論するに至っている。他方、ラオス民事訴訟法は、平成24年6月に国会の審議を経て改正される予定であり(サブWGのリーダーが改正法の起草に当たっている)、教材は同改正を踏まえたものとなることが見込まれ、今後、サブWGのメンバーも改正草案に関して地方で実施するヒアリングに同行するなど改正作業に一定程度関わることとなっている。本研修は、サブWGのメンバー(裁判官、検察官、司法省職員及び国立大学教員)を研修員として日本に招き、日本の民事訴訟法理論及び民事訴訟実務並びに日本における法曹・法学教育等に関する集中協議を行い、今後、教材の作成作業が効果的・効率的に行われ、教材の内容が法改正を適切に反映し充実したものとなるよう実施するものである。

研修員：15名

ソムサック・タイブンラック	中部高等人民裁判所副所長
ブンクアン・タヴィサック	最高人民裁判所司法研修所長
ポーンペット・ウンケオ	最高人民検察院民事審査部副部長
ソムマーイ・シーウドムパン	北部法科大学学長
パイマニー・サイヴォンサー	ラオス国立大学法政治学部ビジネス法学科長
カムムアン・シヴィライ	最高人民検察院再審審査部副課長
ブントウン・シートーンゲオチャンパー	ラオス国立大学法政治学部民事法学科副学科長
ウドーン・シンダーラー	中部法科大学学長
サイキット・ヴィシーソムバット	中部法科大学副学長
センシリヤー・プアンペット	最高人民裁判所国際協力課長
ネオパチャン・カムマニウォン	司法省法律情報課副課長
アクソンシン・ヴィサイヤライ	ビエンチャン首都人民裁判所裁判官
チャンスック・カムプー	最高人民裁判所司法研修所専門官
プーミー・シンラッタナタマテーヴァー	司法省法律研究国際協力局専門官
ブンカム・チャンタマンリー	南部法科大学教官

(8) ラオス法律人材育成強化プロジェクト

平成22年7月から平成26年7月までの4ヶ年の予定でラオス司法省・最高人

民裁判所・最高人民検察院・ラオス国立大学を対象機関とし、ラオス法理論の構築と法理論に基づく司法・立法実務上の問題分析を通じて法学教育及び法務・司法関係機関の人材・組織強化を目的とするプロジェクトが開始された。

国内でのアドバイザリーグループ

①ラオス民法アドバイザリーグループ

委員 松尾 弘 慶應義塾大学大学院教授 他委員 3名
会合 2回実施

②ラオス民事訴訟法アドバイザリーグループ

委員 酒井 一 名古屋大学大学院法学研究科教授 他委員 5名
会合 4回実施

③ラオス刑事訴訟法アドバイザリーグループ

委員 加藤克佳 名城大学法学部・大学院法学研究科教授 他委員 4名
会合 1回実施

(9) 中央アジア法整備支援研修(中央アジア4カ国研修)

第4回中央アジア比較法制研究セミナー

期 間： 平成23年12月5日～12月16日(12日間)

場 所： 法務総合研究所国際協力部(大阪)及びJICA大阪国際センター

研修内容： 世界経済がグローバル化する一方で、国際的な取引に際しては、相手国の法制度に関する情報が必ずしも十分に得られないことが多く、これが国際的な投資活動の障壁となっている。この傾向は、世界各地域で見られるが、ことに社会主义体制を放棄し、新たに資本主義に基づく市場経済体制への移行期にある旧ソ連の諸国、特に中央アジア地域の各国において顕著であり、同地域は我が国にとって今後、より一層法制度及びその実際の運用について情報を収集しなければならない地域であるのみならず、同地域にあるそれぞれの国にとっても、自国の法制度に関する情報を効果的に発信し、かつ、他国情報の情報を積極的に受信する必要がある。本研修は、対象国(カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン)の裁判所職員及び会社制度又は株主・持分権者に関する各種制度を監督するその他の国家機関(省庁、国家委員会)の職員等を招き、特に对外・対内投資に大きな影響を与える各国の企業法制に関し、制度及びその運用に関する比較研究をすることを目的として、中央アジア諸国の会社法制についての運用状況を明確にして法的予測可能性を確保すべく検討を行う。

研修員： 7名
(カザフスタン)

アイバガムベトヴァ ダナ アルマトイ市特別広域経済裁判所 裁判官
ジュスー・ポフ アルガベック アクトュベ州特別広域経済裁判所 裁判官
セリクバエヴァ マルジャン 経済発展貿易省 国有財産管理政策部
シニアエキスパート

(キルギス)

ジャキバリエフ アディレット 国家財産省国有化財産管理基金部 部長
イブライモフ ルスタム 財務省法務支援部 訟務課長

(タジキスタン)

シャルバトフ アジズベック ドウシャンベ市経済裁判所 裁判官
ナイモフ バフティヨール ソグド州経済裁判所 裁判官

今回ウズベキスタンからは参加せず。

(10) 中央アジア地域別研修 比較法制研究セミナー アドバイザリーグループ

委員 出水 順 大阪大学大学院高等司法研究科教授 他委員 4名
会合 5回実施

(11) ネパール民法改正支援アドバイザリーグループ

ネパール国別研修(民法及び関連法セミナー)を中心として実施されるネパール民法改正支援を効果的に推進するためにネパール民法改正支援アドバイザリーグループが設置されている。

ネパール民法改正支援アドバイザリーグループ
委員長 松尾 弘 慶應義塾大学大学院教授
委 員 4名
会 合 6回実施

(12) モンゴル調停制度強化アドバイザリーグループ

委員長 稲葉一人 中京大学法科大学院教授
委 員 6名
会 合 5回実施

(13) ウズベキスタン国「民間セクター活性化のための行政手続改善」アドバイザリーグループ

委員 市橋克哉 名古屋大学大学院法学研究科教授 他委員 3名
会合 3回実施

3 シンポジウム等運営事業

(1) 日中民商事法セミナー

本セミナーは当財団の重要な事業の一つとして平成8年の財団設立以来、日本（東京・大阪）と中国（北京）で交互に開催し、時機に応じたテーマを取り上げて相手国の専門家を招聘し講演を行ってもらう方式をとっており、今年度は日本側の要請により「中国独占禁止法」適用の現状と「中国労働法」適用の現状をテーマとして取り上げた。

今回は東京での9回目の開催となり、中国側の主催者である国家発展改革委員会の杜鷹副主任をお迎えし、また講師として全人代常務委員会より袁傑 法制工作委員会経済法室副主任及び人資源社会保障部より余明勤 法規司副司長にお出でいただき、中国政府それぞれの立場から2つのテーマについて現状と今後の課題などをご紹介いただいた。何れも日本企業の中国での事業展開にとって重要な法律であり、有意義な最新情報をお聞きすることができた。

第16回日中民商事法セミナー（東京）

日 時：平成23年10月20日（木）13:00～17:20

場 所：日本貿易振興機構（JETRO）5階展示場

主 催：日本側 当財団、法務総合研究所、日本貿易振興機構
中国側 国家発展改革委員会

開会挨拶：宮原賢次 財団法人国際民商事法センター会長

杜 鷹 国家発展改革委員会副主任

清水 治 法務省法務総合研究所長・当財団理事

横尾英博 日本貿易振興機構（JETRO）副理事長

牛 建国 中国駐日本国大使館公使参事官

総合司会：小杉丈夫 松尾総合法律事務所弁護士・当財団理事

講演I：演題「中国独占禁止法」適用の現状

講師：袁 傑 全人代常務委員会法制工作委員会経済法室副主任

講演Iに対する日本側コメント 細田孝一 神奈川大学法学部教授

講演II：演題「中国労働法」適用の現状

講師 余 明勤 人資源社会保障部法規司副司長

講演IIに対する日本側コメント 石本茂彦 森・濱田松本法律事務所弁護士

総 括 任 瓏 国家発展改革委員会法規司司長

小杉丈夫 松尾総合法律事務所弁護士・当財団理事

第16回日中民商事法セミナー（大阪）

日 時：平成23年10月21日（金）13:00～17:20

場 所：法務総合研究所国際会議室 大阪中之島合同庁舎2階

開会挨拶：原田明夫 財団法人国際民商事法センター理事長

杜 鷹 国家発展改革委員会副主任

山下輝年 法務総合研究所国際協力部長・当財団評議員

河浦義和 日本貿易振興機構(JETRO)事業推進課長

講演Ⅰ：演題「中国独占禁止法」適用の現状

講師：袁 傑 全人代常務委員会法制工作委員会経済法室副主任

講演Ⅰに対する日本側コメント 高槻 史 大江橋法律事務所弁護士

講演Ⅱ：演題「中国労働法」適用の現状

講師 余 明勤 人材資源社会保障部法規司副司長

講演Ⅱに対する日本側コメント 石本茂彦 森・濱田松本法律事務所弁護士

総括 林 大建 国家発展改革委員会外事司副巡視員

石川 正 大江橋法律事務所弁護士・当財団評議員

(2) アジア・太平洋諸国法制度シンポジウム

当財団は平成21年4月より3年間の予定でアジア・太平洋監査制度研究会にてアジアでの監査制度につき比較法制研究をしてきたが、本年度はその最終年度となり、成果発表として各国及び地域から専門家を招へいし、日本側研究会委員を交えてシンポジウムを開催した。

日 時：平成23年9月20日(火)10:00～17:00

場 所：法務総合研究所国際会議室 大阪中之島合同庁舎2階

テー マ：アジア監査制度シンポジウム

～進展するアジアにおける監査制度の実情と課題

主 催：当財団、法務総合研究所

主催者挨拶：清水 治 法務省法務総合研究所長

原田明夫 財団法人国際民商事法センター理事長

アジア監査制度研究の意義

近藤光男 神戸大学大学院法学研究科教授

個別パネルディスカッション1「中国における監査制度の実情と課題」

(パネリスト)

方 新 大成法律事務所法律(弁護士)

川口恭弘 同志社大学大学院法学研究科教授

森川 茂 住友商事株式会社法務部長付 ニューヨーク州弁護士

個別パネルディスカッション2「香港における監査制度の実情と課題」

(パネリスト)

Johnny Chi Keung Wong

Messrs. Lo, Wong & Tsui Solicitors&Notaries 弁護士

中東正文 名古屋大学大学院法学研究科教授

池田裕彦 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士

個別パネルディスカッション3「韓国における株式会社監査制度の実情と課題」
(パネリスト)

権 鍾浩 建国大学校法学専門大学院教授
近藤光男 神戸大学大学院法学研究科教授
北村雅史 京都大学大学院法学研究科教授

個別パネルディスカッション4「ベトナムにおける上場会社監査制度の実情と課題」
(パネリスト)

Nguyen Thi Lan Huong ハノイ国家大学法学部専任講師
片木晴彦 広島大学大学院法務研究科教授・弁護士
井上浩一 あづさ監査法人公認会計士

会場との質疑応答：(進行)池田裕彦 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士
全体パネルディスカッション：(進行)池田裕彦 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士

総括： 近藤光男 神戸大学大学院法学研究科教授

(3)他団体との共催事業

①「サマーシンポ『私たちの法制度整備支援2011』シンポジウム」
法務総合研究所・名古屋大学・慶應義塾大学による若者を対象とした下記シンポジウムを共催協力した。

「サマーシンポ『私たちの法制度整備支援2011』シンポジウム」

日 時： 平成23年9月2日(金)13:00～18:00

場 所： 法務総合研究所国際協力部国際会議室、名古屋大学会場(CALE)
並びに慶應義塾大学とテレビ会議接続

対 象： 法学部生、法科大学院生、社会人(若手学者、修習生、若手法曹)
目 的： 「法の分野での国際協力・国際貢献」としての開発法学と法制度整備支援の実情と魅力について、学生等に研究発表させることを通じて、法制度整備支援に対する広範な関心を集め、理解と協力を求めるとともに、今後の法制度整備に携わる人材の育成強化及び関係諸機関との連携強化を図ることを目的とする。

開会の辞： 山下輝年 法務総合研究所国際協力部長

概要説明： 中村真咲 名古屋経済大学非常勤講師

課題説明： 上坂和央 法務総合研究所国際協力部教官

研究発表Ⅰ～Ⅳ：慶應義塾大学学生グループ(カンボジア担当)・慶應義塾大学学生グループ(ネパール担当)・名古屋大学学生グループ・慶應義塾大学学生グループ(東ティモール担当)

コメント・質疑応答

コメンテーター： 鮎京正訓 名古屋大学法学部長・大学院法学研究科長
松尾 弘 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

四本健二 神戸大学大学院国際協力研究科教授
森永太郎 法務総合研究所国際協力部教官
修了証贈呈：山下輝年 法務総合研究所国際協力部長
総括：鮎京正訓 名古屋大学法学部長・大学院法学研究科長
閉会の辞：加納駿亮 財団法人国際民商事法センター理事

②2011年度「国際民商事法金沢セミナー」

石川国際民商事法センター及び法務総合研究所の共催による下記セミナーを後援

開催趣旨： 経済成長の著しい東アジア・東南アジアの国々に関し、わが国の企業がこれらの地域において事業展開を行う場合における法務上の留意点をテーマとして企業経営者等を対象としたセミナーを開催する。

主 催： 石川国際民商事法センター・法務省法務総合研究所

日 時： 平成24年3月16日(金)13:30～16:30

場 所： 北國新聞社 交流ホール

テ ー マ： アジア諸国に対する投資について

開会挨拶： 高澤 基 石川国際民商事法センター会長

本江威憲 財団法人国際民商事法センター監事

講 演：

(第1部) 東南アジア、インドの経済情勢と投資チャンス

上原正之氏 (AISB Holdings Managing Director・CEO
エーアイエスビージャパン株式会社 代表取締役)

(第2部) 東南アジア、インドへの進出スキーム、M&A手法、紛争解決

栗田哲郎氏 (ラジャ・タン法律事務所 パートナー弁護士)

(第3部) シンガポールを基点としたアジア進出・統括会社活用方法

上原正之氏／栗田哲郎氏

③第13回法整備支援連絡会

開催趣旨： 法整備支援に関わる関係機関が一堂に会し、意見や情報の交換を行う。

日 時： 平成24年1月20日 10:30～17:30

会 場： (大阪)法務総合研究所国際協力部国際会議室

(東京)法務総合研究所3階共用会議室(TV会議システム)

主 催： 法務省法務総合研究所、独立行政法人国際協力機構

テ ー マ： 法整備支援の展望～支援から協力へ

出席者： 法整備支援に関与している関係機関、関係者

4 調査研究事業

(1) アジア・太平洋諸国法制度調査

当財団は法務総合研究所と共同で平成8年度から委託研究としてアジア・太平洋諸国法制度調査研究事業を実施している。平成21年度よりは「監査制度」をテーマとしてアジア・太平洋監査制度研究会を平成24年3月までの3ヶ年計画として実施している。本年度は最終年度であり、成果発表として9月にシンポジウムを開催し、シンポジウム開催準備及びまとめを中心に研究会を実施した。

名 称 アジア・太平洋監査制度研究会
主 催 法務総合研究所国際協力部、当財団
期 間 平成21年4月～平成24年3月(3年プロジェクト)
研究対象国・地域 中国、香港、韓国、ベトナム
座 長 近藤光男 神戸大学大学院法学研究科教授
委 員 片木晴彦 広島大学大学院法務研究科教授・弁護士
川口恭弘 同志社大学大学院法学研究科教授
北村雅史 京都大学大学院法学研究科教授
中東正文 名古屋大学大学院法学研究科教授
池田裕彦 弁護士法人大江橋法律事務所弁護士
井上浩一 あづさ監査法人代表社員・公認会計士
森川 茂 住友商事株式会社法務部長付
山下輝年 法務総合研究所国際協力部長
松原禎夫 法務総合研究所国際協力部教官

平成23年度における研究会開催場所は法務総合研究所国際協力部セミナー室
第10回研究会 平成23年4月27日
第11回研究会 平成23年7月15日
第12回研究会 平成23年11月2日
第13回研究会 平成24年2月23日

(2) 海外現地調査

本年度は特段の活動はなかった。

(3) 資料収集配布等

本年度は特段の活動はなかった。

5 その他

(1) 機関誌「ICCLC」発行

第33号 平成23年7月発行

第15回日中民商事法セミナー

第34号 平成23年8月発行

平成22年度事業報告、平成23年度事業計画
2010年度「国際民商事法金沢セミナー」

第35号 平成23年12月発行
第16回日中民商事法セミナー

(2)パンフレット作成・ホームページの内容修正

当財団パンフレットの改訂版を作成し、ホームページの内容修正を行った。

尚、平成11年から毎年開催している日韓パートナーシップ研修は、平成23年度は震災の影響で中止となった。